

# GoToEat事業の「登録を証する書類の写し」について

GoToトラベル事業の内、「地域共通クーポン」の取扱店舗登録を希望の**飲食店様**にはGoToEatへの登録及び**登録完了後の書類のアップロード**をお願いしています。

書類のアップロードを行わないと「地域共通クーポン」の申請が**保留**になったままとなりますのでお早目のアップロードをお願い致します。

※既に宿泊施設としてGoToトラベルに参画している宿泊事業者が運営する飲食店(宿泊施設敷地内)はGoToEatの申請を受けているかに関わらず、クーポン取扱店舗として登録が可能です。

## 該当の書類のスクリーンショット・写真の撮り方

- ①お手持ちのPC・スマートフォンにて「GoToEat 長崎」と検索をし、「<公式>GoToEatキャンペーン 長崎WEBサイト」(<http://www.gotoeat-nagasaki.jp/>)にアクセス
- ②公式ホームページ内の「加盟店一覧」というボタンをクリック
- ③以下の写真のような一覧が表示されますので、ご自身の店舗を探していただきスクリーンショットもしくは写真で撮影

